

【H28年度浪江町ADR集団申立て経過説明会】質疑応答まとめ

	質 問	回 答
1	1名の和解された方がピックアップされた条件と和解までの経緯を教えてください。	75歳以上の高齢者。陳述書作成に協力いただいた約150名のうちの1名。 そのなかから原紛センターの仲介委員が選び出し、東電に対し粘り強く説得した結果、今回、東電が無条件かつ和解案どおりに受諾することとなった。
2	75歳以上にならないと和解にならないということか？	町側として、75歳以上の方のみの和解は望んでいない。 仲介委員としては、今回の1名を突破口にして、和解させていく狙いがあるようだ。
3	今回は75歳以上の高齢の方が和解したとのことだが、自分は85歳を超えている。和解に向けて頑張ってください。	今までは全員一律の解決を目指してきた。 他方で、ADRセンターとしては、東電が受け入れやすいところから和解していくという考えもあるようだ。 賛否の意見があると思うのでアンケートに書いてほしい。
4	経過を聞いたが前回の説明会から何も進んでいないのでは？ これからの戦い方は？	ADRでの全員一律解決を引き続き目指していく。 今後は、昨年2月のように、東電や文科省、経産省などへ集団で要請行動をしていく必要がある。東電は拒否し続ければあきらめるだろうと思っているだろうが、そうではないことを示す。 それでも東電が動かない場合は、ADRを続けつつ、裁判をしていく方法など考えていきたい。
5	裁判について、想像がつかない… 時間がかかるとのことだが、本当か？	一般的に、裁判は時間がかかる。 しかし、原発賠償の集団訴訟はすでにいくつも先行してなされており、3/17には群馬で集団訴訟で初めての判決が出る。その結果も注視していきたい。
6	和解成立した場合の亡くなった人の取り扱いは？	一般的には、損害賠償請求権は相続人の方が引き継ぐことになる。 ただ、今回のADRでは、仲介委員の意向もあり、具体的な手続きは、気にしながらもストップしている状態である。